

## 令和6年度第1回鴨川市消防委員会 次第

日時：令和6年10月2日（水）

午前10時00分から

場所：鴨川市役所4階 400会議室

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 市長あいさつ

### 4 議 事

(1) 鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定について（諮問）

(2) 鴨川市消防団の現状について（報告）

### 5 その他

### 6 閉 会

#### [配布資料]

次第

出席者名簿

席次表

資料1：鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定について

資料2：消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）

資料3：鴨川市消防団員の年額報酬額の改定に伴う試算額及び近隣市町の状況

資料4：県内市町村の消防団員に係る年額報酬額の状況（階級別）

資料5：鴨川市消防団の現状について

## 令和6年度第1回鴨川市消防委員会 出席者名簿

日時：令和6年10月2日（水）

午前10時00分から

場所：鴨川市役所4階 400会議室

### 1 消防委員

(順不同、敬称略)

No.	氏名	備考
1	東島 康二	委員長
2	田代 朗	副委員長
3	入野 芳一	
4	吉田 裕迪	欠席
5	栗原 孝明	
6	佐藤 則泰	
7	根本 弘	

### 2 市行政関係者

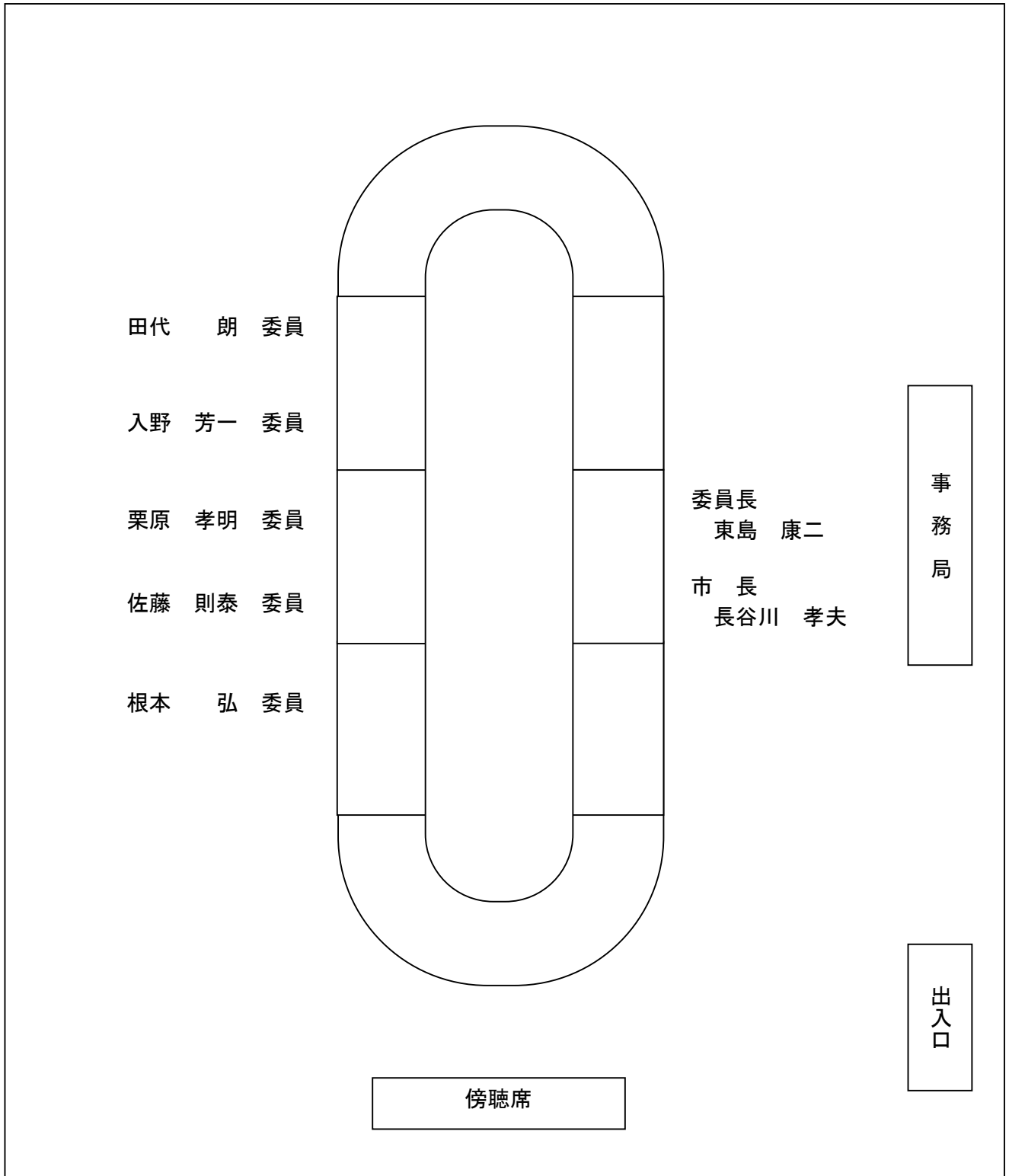
No.	所属・職	氏名	備考
1	市長	長谷川 孝夫	
2	企画総務部長	野村 敏弘	
3	企画総務部危機管理課長	渡 邊 洋	欠席
4	企画総務部危機管理課 課長補佐	川名 啓史	
5	企画総務部危機管理課 消防生活安全係係長	嶋津 直人	
6	企画総務部危機管理課 消防生活安全係	吉田 尚也	

令和6年度第1回 鴨川市消防委員会 席次表

日時：令和6年10月2日（水）

午前10時00分から

場所：市役所4階400会議室



## 鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定について

## 1 趣旨

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」及び「消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和 3 年 4 月 13 日付け消防庁長官通知）」等を踏まえ、鴨川市消防団員の年額報酬額（班長及び団員）の改定を行いたいもの。

## 2 令和 3 年 4 月 13 日付け消防庁長官通知の概要

## ○非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第 1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第 2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 5 号）に定める「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第 3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1 日当たり 8,000 円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第 4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第 5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

## 【参 考】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）

（消防団員の処遇の改善）

第 13 条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【参 考】

消防団員の階級の基準（昭和 39 年消防庁告示第 5 号）

第 1 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

第 2 条 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

第 3 条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

3 年額報酬の試算等

○年額報酬額の改定に伴う試算額及び近隣市町の状況 . . . . . 資料 3 のとおり

○県内市町村年額報酬一覧（階級別） . . . . . 資料 4 のとおり

4 関係条例の改正

(1) 条例名

鴨川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）

(2) 条例改正の内容

鴨川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第 1 の年額報酬表に規定する班長及び団員の年額報酬額について、次のとおり改める。

区分		報酬の額 (現 行)	報酬の額 (改正案)
消防団	団長	261,000 円	261,000 円
	副団長	226,600 円	226,600 円
	支団長	149,000 円	149,000 円
	副支団長	121,000 円	121,000 円
	分団長	89,000 円	89,000 円
	副分団長	53,000 円	53,000 円
	部長	45,000 円	45,000 円
	班長	<u>32,500 円</u>	<u>37,000 円</u>
	団員	<u>26,500 円</u>	<u>36,500 円</u>

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

消防地第 171 号  
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁長官

### 消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

## 非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。



## 非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

### ・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

### ・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

### ・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

### ・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(服務規律)

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(報酬)

第十二条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2| 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長	年額	円
副団長	年額	円
分団長	年額	円
副分団長	年額	円
部長	年額	円
班長	年額	円
団員	年額	円

3| 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出勤報酬を支給する。

災害の場合	一日につき	円
警戒の場合	一日につき	円
訓練の場合	一日につき	円
〇〇の場合	一日につき	円

(費用弁償)

第十三条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給するものとして、その額は、〇〇の例による。

改正前

(服務規律)

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(報酬)

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

団長	年額	円
副団長	年額	円
分団長	年額	円
副分団長	年額	円
部長	年額	円
班長	年額	円
団員	年額	円

(費用弁償)

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合 一回につき 円

<p>2  前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については〇〇相当職、副団長については〇〇相当職とみなし費用弁償を支給する。</p> <p>3  報酬及び費用弁償の支給方法については、〇〇の例による。</p>	<p>警戒の場合 一回につき 円</p> <p>訓練の場合 一回につき 円</p> <p>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については〇〇相当職、副団長については〇〇相当職とみなし費用弁償を支給する。</p> <p>3 報酬及び費用弁償の支給方法については、〇〇の例による。</p>
<p>備考 対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

## 鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定に伴う試算額及び近隣市町の状況

## 1 改正案

階級	現 行	改正案	比較
班 長	32,500円	37,000円	4,500円
団 員	26,500円	36,500円	10,000円

## 2 現行と改正案の支出額の比較

階級	人数 (R6.4.1)	現 行	改正案	比較
班 長	88人	2,860,000円	3,256,000円	396,000円
団 員	400人	10,600,000円	14,600,000円	4,000,000円

計 4,396,000円の増額

## 3 近隣市町村との比較

	鴨川市 (改正案)	館山市	南房総市	鋸南町	君津市	富津市	勝浦市	交付税単価
定数	661人	360人	990人	199人	808人	552人	423人	—
R6 実団員数	581人 うち女性団員 9人	308人 うち女性団員13人	861人 うち機能別団員 79人	152人 うち女性団員15人	731人 うち機能別分団 30人 うち女性分団 15人 機能別消防団員 69人	469人 うち機能別団員 88人 うち女性団員 2人	365人 うち機能別団員 12人 うち女性団員 5人	—
団 長	261,000円	213,000	258,300円	268,000	250,000円	219,000円	106,000	82,500円
副団長	226,600円	147,000	238,500円	185,000	166,000円	164,000円	69,000	69,000円
支団長	149,000円	—	219,600円	—	133,000円	—	—	—
副支団長	121,000円	—	160,200円	—	113,000円	—	—	—
分団長	89,000円	91,000	94,400円	126,000	78,000円	73,000円	53,000	50,500円
副分団長	53,000円	72,000	68,000円	88,000	58,000円	54,000円	39,000	45,500円
部 長	45,000円	54,000	—	72,000	37,000円	45,000円	36,000	37,000円
班 長	37,000円	40,000	49,600円	57,000	—	37,000円	36,000	37,000円
団 員	36,500円	36,500	36,500円	44,000	36,500円	36,500円	28,000	36,500円
機能別消防団員	—	—	12,000円	—	12,000円	1日につき1,000円	10,000	—

県内市町村の消防団員に係る年額報酬額の状況（階級別）

資料 4

単位：円

	市町村名	団長 報酬額
1	浦安市	300,000
2	鋸南町	268,000
3	鴨川市	261,000
4	南房総市	258,300
5	君津市	250,000
6	袖ヶ浦市	228,000
7	富津市	219,000
8	館山市	213,000
9	東金市	180,000
10	成田市	172,000
11	八街市	165,000
12	茂原市	160,000
12	一宮町	160,000
12	睦沢町	160,000
12	長生村	160,000
12	白子町	160,000
12	長柄町	160,000
12	長南町	160,000
12	印西市	160,000
12	白井市	160,000
12	山武市	160,000
12	酒々井町	160,000
12	栄町	160,000
13	船橋市	159,000
13	いすみ市	159,000
14	大網白里市	157,900
15	松戸市	156,000
15	佐倉市	156,000
15	九十九里町	156,000
16	習志野市	155,000
17	芝山町	154,000
18	香取市	150,000
18	多古町	150,000
18	東庄町	150,000
19	市川市	147,500
20	四街道市	145,000
21	富里市	143,000
22	横芝光町	142,200
23	鎌ヶ谷市	138,000
24	八千代市	136,000
25	流山市	130,000
26	神崎町	127,000
27	柏市	126,500
28	旭市	120,000
28	我孫子市	120,000
29	市原市	115,500
30	御宿町	115,000
31	野田市	110,000
31	匝瑳市	110,000
32	大多喜町	109,600
33	勝浦市	106,000
34	銚子市	105,000
35	千葉市	82,500
35	木更津市	82,500

	市町村名	副団長 報酬額
1	浦安市	250,000
2	南房総市	238,500
3	鴨川市	226,600
4	鋸南町	185,000
5	君津市	166,000
6	富津市	164,000
7	袖ヶ浦市	156,000
8	館山市	147,000
9	船橋市	127,000
10	習志野市	125,000
11	茂原市	120,000
11	一宮町	120,000
11	睦沢町	120,000
11	長生村	120,000
11	白子町	120,000
11	長柄町	120,000
11	長南町	120,000
11	佐倉市	120,000
11	東金市	120,000
12	市川市	118,500
13	成田市	115,000
13	酒々井町	115,000
14	栄町	114,000
15	八街市	113,000
16	印西市	112,000
16	白井市	112,000
16	山武市	112,000
16	いすみ市	112,000
17	芝山町	107,800
18	四街道市	107,000
19	横芝光町	106,400
20	鎌ヶ谷市	106,000
21	松戸市	102,000
22	八千代市	100,000
22	香取市	100,000
22	多古町	100,000
22	東庄町	100,000
23	市原市	98,700
24	九十九里町	95,000
25	大網白里市	94,100
26	富里市	92,000
27	神崎町	88,900
28	我孫子市	88,800
29	野田市	88,000
30	柏市	87,000
31	流山市	85,000
32	旭市	80,000
33	匝瑳市	76,000
33	御宿町	76,000
34	大多喜町	75,500
35	銚子市	71,500
36	千葉市	69,000
36	木更津市	69,000
36	勝浦市	69,000

	市町村名	支団長 報酬額
1	南房総市	219,600
2	鴨川市	149,000
3	君津市	133,000
4	茂原市	88,000
4	一宮町	88,000
4	睦沢町	88,000
4	長生村	88,000
4	白子町	88,000
4	長柄町	88,000
4	長南町	88,000
5	市原市	86,100

	市町村名	副支団長 報酬額
1	南房総市	160,200
2	鴨川市	121,000
3	君津市	113,000
4	市原市	65,000
5	茂原市	55,000
5	一宮町	55,000
5	睦沢町	55,000
5	長生村	55,000
5	白子町	55,000
5	長柄町	55,000
5	長南町	55,000

	市町村名	分団長 報酬額
1	浦安市	250,000
2	鋸南町	126,000
3	袖ヶ浦市	102,000
4	船橋市	95,000
4	習志野市	95,000
5	南房総市	94,400
6	館山市	91,000
7	市川市	90,000
7	東金市	90,000
8	鴨川市	89,000
9	成田市	85,000
9	白井市	85,000
10	松戸市	84,000
10	鎌ヶ谷市	84,000
11	君津市	78,000
12	いすみ市	76,000
13	大多喜町	75,500
14	佐倉市	75,000
14	八千代市	75,000
14	四街道市	75,000
15	富津市	73,000
16	芝山町	72,600
17	九十九里町	72,000
18	八街市	71,000
19	流山市	70,000
19	山武市	70,000
20	我孫子市	66,000
20	印西市	66,000
21	大網白里市	65,200
22	旭市	65,000
22	横芝光町	65,000
23	香取市	63,500
23	神崎町	63,500
23	多古町	63,500
23	東庄町	63,500
24	栄町	63,000
25	匝瑳市	61,000
26	富里市	60,000
27	御宿町	56,000
28	酒々井町	55,500
29	銚子市	54,500
29	柏市	54,500
30	勝浦市	53,000
31	千葉市	50,500
31	木更津市	50,500
31	野田市	50,500
31	市原市	50,500
32	茂原市	47,000
32	一宮町	47,000
32	睦沢町	47,000
32	長生村	47,000
32	白子町	47,000
32	長柄町	47,000
32	長南町	47,000



	市町村名	副分団長 報酬額
1	浦安市	100,000
2	鋸南町	88,000
3	船橋市	76,000
4	習志野市	75,000
5	館山市	72,000
6	成田市	69,000
7	南房総市	68,000
8	市川市	67,000
9	山武市	65,000
10	佐倉市	63,000
11	東金市	60,000
12	君津市	58,000
12	九十九里町	58,000
13	松戸市	55,000
13	流山市	55,000
14	大網白里市	54,800
15	富津市	54,000
15	四街道市	54,000
16	横芝光町	53,800
17	鴨川市	53,000
17	いすみ市	53,000
18	大多喜町	52,900
19	袖ヶ浦市	52,800
19	芝山町	52,800
20	鎌ヶ谷市	52,000
21	旭市	50,000
21	印西市	50,000
21	白井市	50,000
22	八街市	49,000
22	酒々井町	49,000
22	栄町	49,000
23	香取市	48,400
23	神崎町	48,400
23	多古町	48,400
23	東庄町	48,400
24	柏市	48,000
24	我孫子市	48,000
25	富里市	47,500
26	千葉市	45,500
26	木更津市	45,500
26	野田市	45,500
26	市原市	45,500
27	匝瑳市	43,000
28	銚子市	42,500
28	茂原市	42,500
28	一宮町	42,500
28	睦沢町	42,500
28	長生村	42,500
28	白子町	42,500
28	長柄町	42,500
28	長南町	42,500
29	御宿町	41,000
30	勝浦市	39,000
—	八千代市	—

	市町村名	部長 報酬額
1	浦安市	100,000
2	鋸南町	72,000
3	佐倉市	57,000
4	館山市	54,000
4	山武市	54,000
5	船橋市	53,000
6	成田市	51,000
7	大多喜町	49,700
8	八千代市	46,000
9	流山市	45,000
9	鴨川市	45,000
9	富津市	45,000
10	神崎町	44,000
10	芝山町	44,000
11	大網白里市	43,200
12	松戸市	43,000
12	柏市	43,000
12	四街道市	43,000
13	横芝光町	42,600
14	東金市	42,000
14	旭市	42,000
14	香取市	42,000
14	多古町	42,000
14	東庄町	42,000
14	九十九里町	42,000
15	鎌ヶ谷市	41,500
16	茂原市	40,500
16	一宮町	40,500
16	睦沢町	40,500
16	長生村	40,500
16	白子町	40,500
16	長柄町	40,500
16	長南町	40,500
17	千葉市	40,000
17	野田市	40,000
17	印西市	40,000
17	白井市	40,000
17	栄町	40,000
18	八街市	39,000
18	いすみ市	39,000
18	酒々井町	39,000
19	袖ヶ浦市	38,400
20	銚子市	38,000
21	富里市	37,500
22	木更津市	37,000
22	市原市	37,000
22	我孫子市	37,000
22	君津市	37,000
22	匝瑳市	37,000
23	勝浦市	36,000
23	御宿町	36,000
—	市川市	—
—	習志野市	—
—	南房総市	—

	市町村名	班長 報酬額
1	浦安市	75,000
2	鋸南町	57,000
3	南房総市	49,600
4	習志野市	45,000
5	香取市	42,000
5	多古町	42,000
5	東庄町	42,000
6	市川市	40,000
6	館山市	40,000
6	流山市	40,000
7	船橋市	39,000
7	佐倉市	39,000
7	酒々井町	39,000
8	松戸市	38,500
8	茂原市	38,500
8	一宮町	38,500
8	睦沢町	38,500
8	長生村	38,500
8	白子町	38,500
8	長柄町	38,500
8	長南町	38,500
8	柏市	38,500
8	鎌ヶ谷市	38,500
9	四街道市	38,000
9	栄町	38,000
10	八街市	37,500
10	大多喜町	37,500
11	袖ヶ浦市	37,200
12	千葉市	37,000
12	銚子市	37,000
12	木更津市	37,000
12	野田市	37,000
12	成田市	37,000
12	東金市	37,000
12	市原市	37,000
12	八千代市	37,000
12	我孫子市	37,000
12	富津市	37,000
12	印西市	37,000
12	白井市	37,000
12	富里市	37,000
12	山武市	37,000
12	鴨川市(改定案)	37,000
13	勝浦市	36,000
14	御宿町	33,000
15	大網白里市	32,600
16	九十九里町	32,000
17	いすみ市	31,000
18	旭市	30,000
19	匝瑳市	29,000
19	芝山町	29,000
20	横芝光町	27,500
—	君津市	—
—	神崎町	—

単位：円

	市町村名	団員 報酬額
1	浦安市	50,000
2	鋸南町	44,000
3	千葉市	36,500
3	銚子市	36,500
3	市川市	36,500
3	船橋市	36,500
3	館山市	36,500
3	木更津市	36,500
3	松戸市	36,500
3	野田市	36,500
3	茂原市	36,500
3	一宮町	36,500
3	睦沢町	36,500
3	長生村	36,500
3	白子町	36,500
3	長柄町	36,500
3	長南町	36,500
3	成田市	36,500
3	佐倉市	36,500
3	東金市	36,500
3	習志野市	36,500
3	柏市	36,500
3	市原市	36,500
3	流山市	36,500
3	八千代市	36,500
3	我孫子市	36,500
3	鎌ヶ谷市	36,500
3	君津市	36,500
3	富津市	36,500
3	四街道市	36,500
3	八街市	36,500
3	印西市	36,500
3	白井市	36,500
3	富里市	36,500
3	南房総市	36,500
3	山武市	36,500
3	酒々井町	36,500
3	栄町	36,500
3	大多喜町	36,500
3	鴨川市(改定案)	36,500
4	袖ヶ浦市	36,000
5	勝浦市	28,000
5	香取市	28,000
5	多古町	28,000
5	東庄町	28,000
5	御宿町	28,000
6	いすみ市	26,000
6	大網白里市	26,000
6	九十九里町	26,000
7	旭市	25,000
7	匝瑳市	25,000
7	神崎町	25,000
8	芝山町	24,000
8	横芝光町	24,000

【班長に係る年額報酬】

金額(円)	団体数
75,000	1
57,000	1
49,600	1
45,000	1
42,000	3
40,000	3
39,000	3
38,500	10
38,000	2
37,500	2
37,200	1
37,000	15
36,000	1
33,000	1
32,600	1
32,000	1
31,000	1
30,000	1
29,000	2
27,500	1

※鴨川市は改正案の金額で集計

【団員に係る年額報酬】

金額(円)	団体数
50,000	1
44,000	1
36,500	38
36,000	1
28,000	5
26,000	3
25,000	3
24,000	2

※鴨川市は改正案の金額で集計

※本資料は令和6年9月24日現在において、例規集に掲載されているデータ等を基に取りまとめたものです。

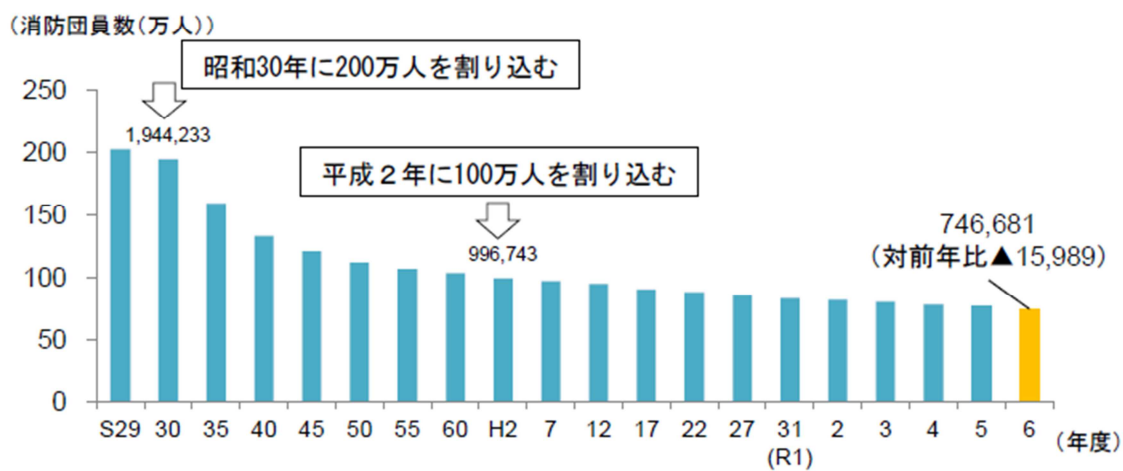
## 鴨川市消防団の現状について

## 1 全国の消防団員の状況

近年、全国の消防団員数は依然として減少傾向にあり、総務省消防庁が公表した「消防団の組織概要等に関する調査結果（令和6年度）」では、令和6年4月1日現在における消防団員数は746,681人で前年度と比較すると15,989人減少しています。

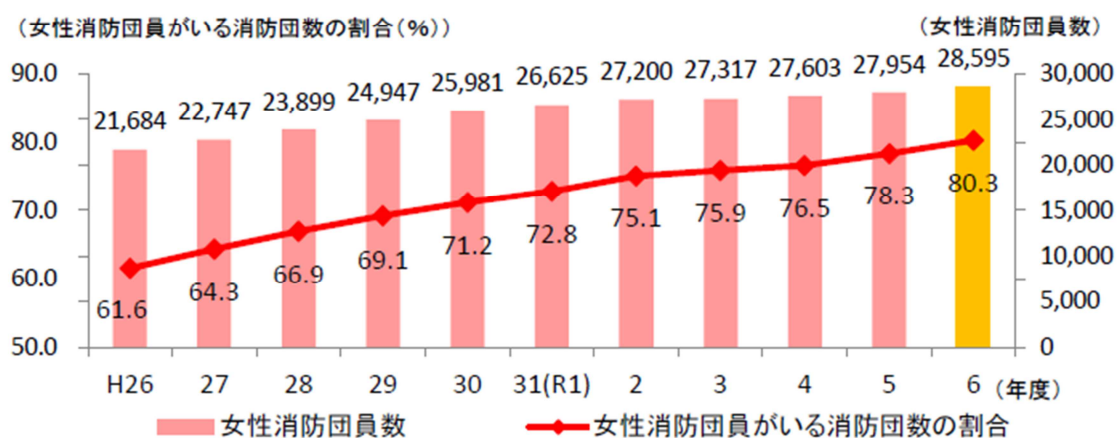
女性団員数、学生団員及び機能別消防団員数等は増加傾向にあります。

## (1) 消防団員数の推移



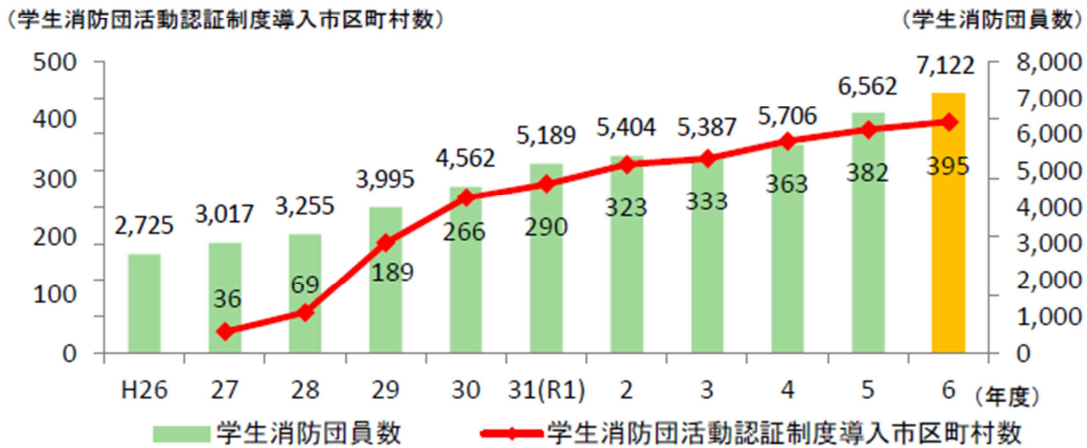
(総務省消防庁 消防団の組織概要等に関する調査 (令和6年度))

## (2) 女性消防団員数の推移



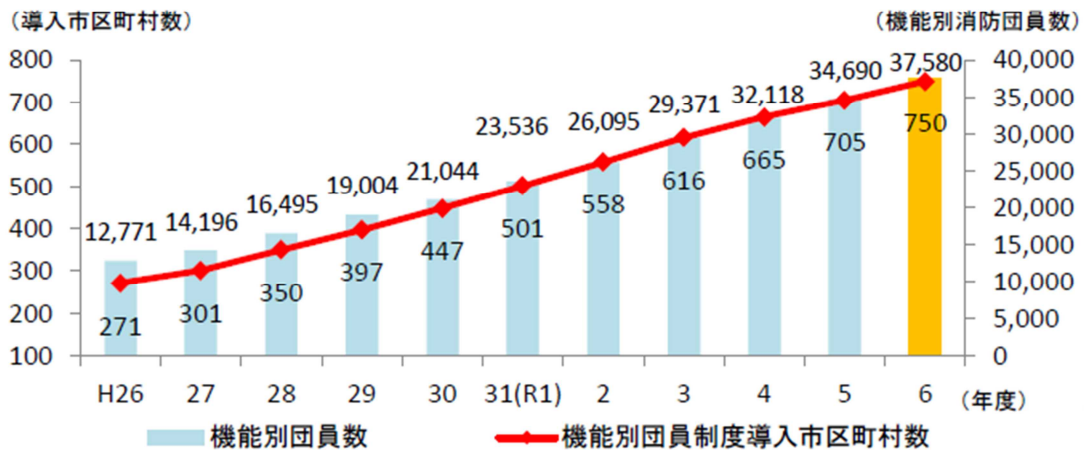
(総務省消防庁 消防団の組織概要等に関する調査 (令和6年度))

### (3) 学生消防団員数の推移



(総務省消防庁 消防団の組織概要等に関する調査 (令和6年度))

### (4) 機能別消防団員数の推移



(総務省消防庁 消防団の組織概要等に関する調査 (令和6年度))

## 2 鴨川市消防団の状況

### (1) 消防団員の推移

本市消防団においても消防団員数は減少しています。

このような状況を鑑み、鴨川市消防条例（平成 17 年条例第 150 号）第 5 条に規定する消防団員の定数を令和 3 年第 3 回市議会定例会において 732 人から 661 人に改正しました。

令和 6 年 4 月 1 日現在における本市の消防団員数は 581 人となっています。

#### 【鴨川市消防団員の推移（各年度 4 月 1 日現在）】

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
団員定数	821	821	821	821	821	821	732	732	732
団員数	750	756	733	731	721	710	697	696	678
欠員数	△ 71	△ 65	△ 88	△ 90	△ 100	△ 111	△ 35	△ 36	△ 54
充足率	91.4%	92.1%	89.3%	89.0%	87.8%	86.5%	95.2%	95.1%	92.6%

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R3	R4
団員定数	732	732	732	732	732	732	732	732	661
団員数	669	649	665	656	651	642	637	622	609
欠員数	△ 63	△ 83	△ 67	△ 76	△ 81	△ 90	△ 95	△ 110	△ 52
充足率	91.4%	88.7%	90.8%	89.6%	88.9%	87.7%	87.0%	85.0%	92.1%

	R5	R6
団員定数	661	661
団員数	589	581
欠員数	△ 72	△ 80
充足率	89.1%	87.9%

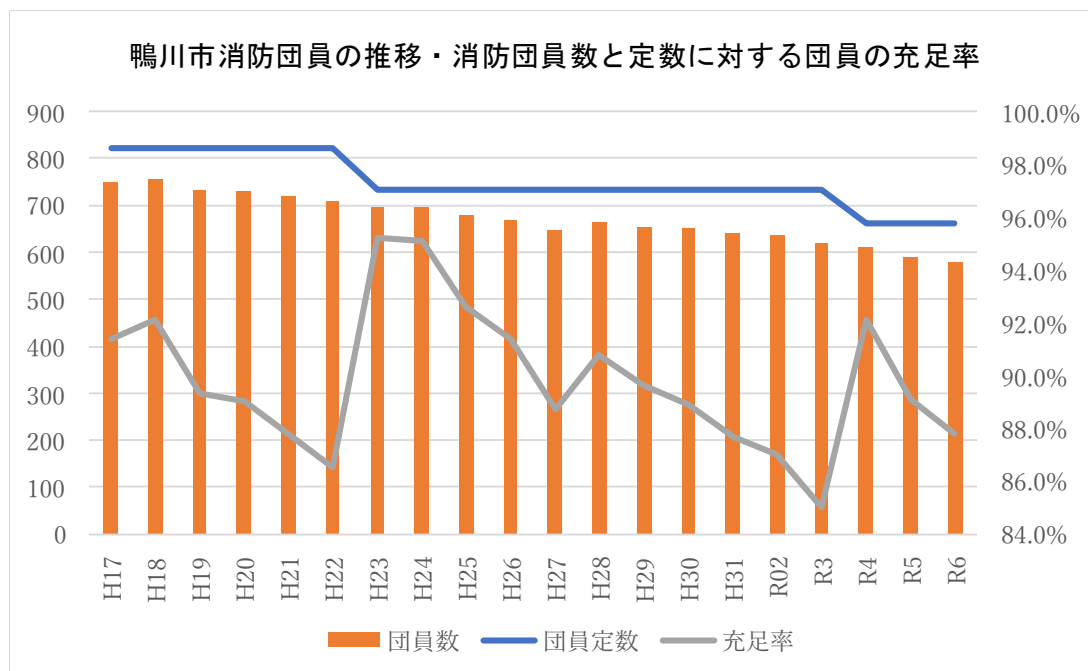
※平成 22 年第 3 回定例会において消防団員の定数を 732 人に改正  
 ※令和 3 年第 3 回定例会において消防団員の定数を 661 人に改正

#### 【鴨川市消防条例】

○鴨川市消防条例（平成 17 年条例第 150 号）  
 （定数）

第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、661 人とする。

【鴨川市消防団員の推移・消防団員数と定数に対する団員の充足率】

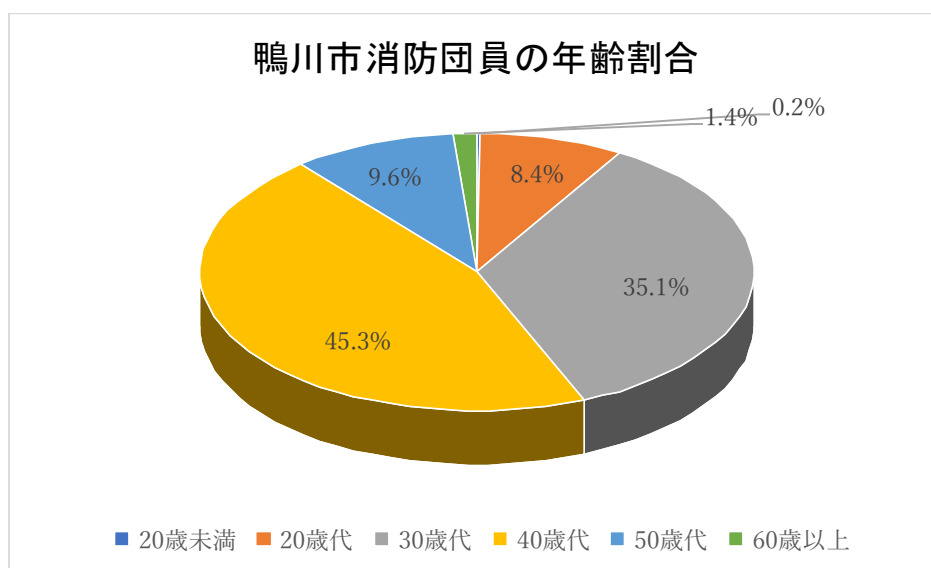


(2) 鴨川市消防団の平均年齢

鴨川市消防団（本部・女性消防員含む。）の年齢別の割合は次の表のとおりであり、平均年齢は40.6歳となっています。

少子高齢化、人口減少、就業形態の変化等により、消防団員の確保が次第に困難となり、団員の平均年齢が40歳を超えている分団があります。

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
割合	0.2%	8.4%	35.1%	45.3%	9.6%	1.4%



【分団等の平均年齢（令和6年4月1日現在）】

	名称	本拠地	定数	実人員	平均年齢
本部	本部	—	11	11	50.2
	女性消防隊	—	12	9	56.2
第1支団	第1支団第1分団1部	前原	36	15	40.0
	第1支団第1分団2部	横渚		19	39.9
	第1支団第2分団1部	貝渚	54	15	36.7
	第1支団第2分団2部	貝渚（川口）		17	45.5
	第1支団第2分団3部	貝渚（大浦）		20	37.6
	第1支団第3分団	太尾	21	20	37.1
	第1支団第4分団	京田	20	14	40.3
	第1支団第5分団1部	打墨	35	17	37.5
	第1支団第5分団2部	花房		18	36.9
	第1支団第6分団	和泉	25	23	36.7
	第1支団第7分団1部	広場	42	14	42.9
	第1支団第7分団2部	東町		23	36.5
第2支団	第2支団第1分団1部	西江見	47	25	42.0
	第2支団第1分団2部	江見西真門		22	36.6
	第2支団第2分団	天面	20	17	42.8
	第2支団第3分団	太海	26	24	37.7
	第2支団第4分団	宮	22	19	40.6
	第2支団第5分団1部	仲町	25	12	39.5
	第2支団第5分団2部	畑		11	40.6
第2支団第6分団	西	15	12	48.9	
第3支団	第3支団第1分団	北小町	19	18	40.2
	第3支団第2分団	南小町	24	21	41.6
	第3支団第3分団	松尾寺	24	20	41.7
	第3支団第4分団	寺門	24	17	39.5
	第3支団第5分団	金束	24	21	40.0
	第3支団第6分団	平塚	15	9	44.7
第4支団	第4支団第1分団	小湊	15	9	39.1
	第4支団第2分団	内浦	15	11	38.1
	第4支団第3分団	天津（谷）	24	18	39.2
	第4支団第4分団	天津（芝）	25	25	37.8
	第4支団第5分団	浜荻	24	21	43.9
	第4支団第6分団1部	清澄	17	3	54.0
	第4支団第6分団2部	四方木		11	51.9
合計			661	581	40.6



### 3 鴨川市消防団の管轄区域等について

#### (1) 管轄区域

本市消防団は団本部、4つの支団、各地域を管轄する25分団で組織し、本部、支団の名称及び定数並びに管轄区域については、鴨川市消防条例施行規則（平成17年規則第131号）において、次のとおり定めています。

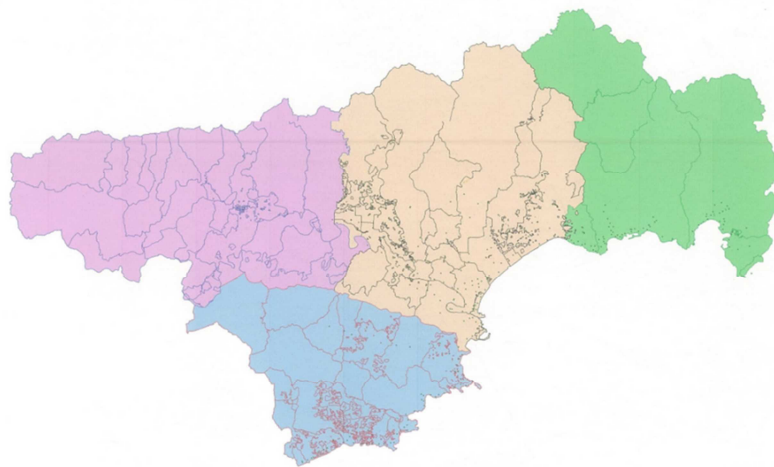
名称		定数	管轄区域	
本部	本部	11	鴨川市全域	
	女性消防隊	12	鴨川市全域	
第1支団 (支団本部)	233 (11)	池田・押切・京田・太田学・竹平・坂東・川代・太尾・来秀・大里・前原・横渚・貝渚・磯村・打墨・栗斗・花房・八色・滑谷・広場・西町・東町・和泉・東元浜荻飛地	第1分団	横渚・前原
			第2分団	貝渚・磯村
			第3分団	来秀・太尾・大里・川代・坂東の一部
			第4分団	竹平・押切・池田・太田学・京田・坂東の一部
			第5分団	打墨・八色・栗斗・花房・滑谷
			第6分団	和泉・西町の一部・広場の一部
			第7分団	東町・西町の一部・広場の一部・東元浜荻飛地
第2支団 (支団本部)	155 (8)	西江見・東江見・江見青木・江見内遠野・江見東真門・江見西真門・江見外掘・西山・天面・太海・太海浜・江見吉浦・江見太夫崎・東・上・仲町・宮・代・畑・二子・西	第1分団	西江見・東江見・江見青木・江見内遠野・江見東真門・江見西真門・江見外掘・西山
			第2分団	天面・江見太夫崎・江見吉浦
			第3分団	太海・太海浜
			第4分団	宮・代・二子
			第5分団	上・仲町・畑
			第6分団	西・東
第3支団 (支団本部)	130 (8)	北小町・下小原・成川・上小原・南小町・仲・宮山・大川面・松尾寺・大幡・北風原・細野・横尾・寺門・平塚・金束・古畑・奈良林・佐野・釜沼	第1分団	北小町・下小原
			第2分団	成川・上小原・南小町
			第3分団	仲・宮山・大川面・松尾寺
			第4分団	大幡・北風原・細野・横尾・寺門
			第5分団	金束・古畑・奈良林・佐野・釜沼
			第6分団	平塚



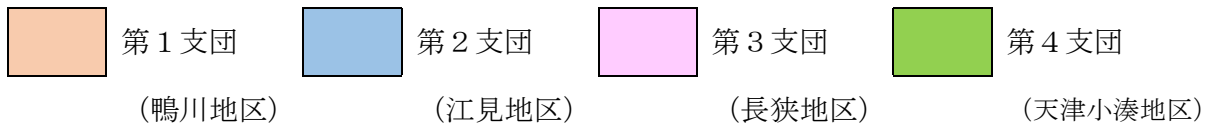


第4支団 (支団本部)	120 (8)	合併前の天津小湊町の 区域全域	第1分団	7区・8区・9区・10区・11区・12区・13区・14区
			第2分団	1区・2区・3区・4区・5区・6区
			第3分団	新町・谷・橋本・仲宿・浜町
			第4分団	城戸・芝・引土
			第5分団	東町・恵車・仲町・西町
			第6分団	清澄・四方木

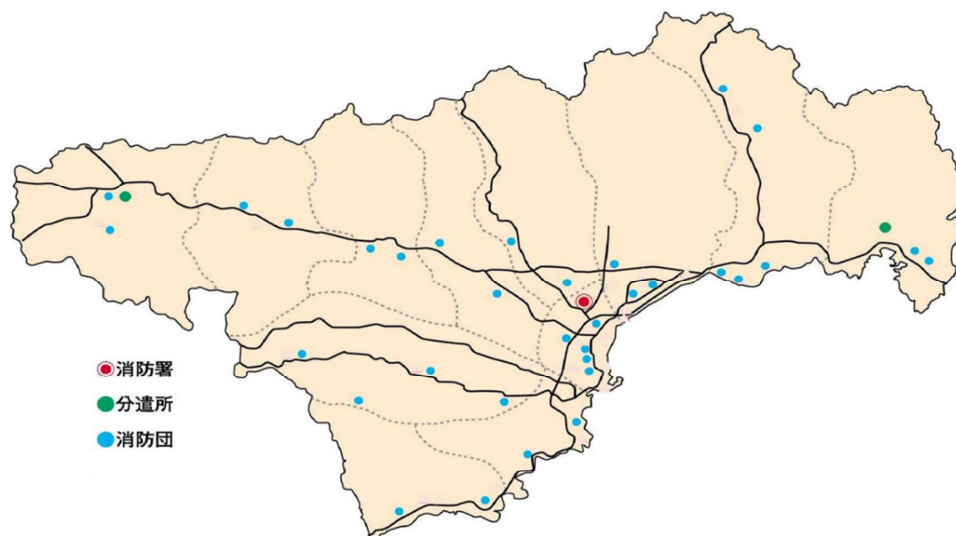
【支団エリア図】



【凡例】



【配置図】



## (2) 消防団詰所・車両格納庫

【令和6年4月1日現在】

	名称	詰所所在地	構造	延床面積	建築年度	経過年度
1	第1支団第1分団1部	前原 62-1	木造2階	87.5	昭和55年度	44
2	第1支団第1分団2部	横渚 975-18	木造	75.4	昭和62年度	37
3	第1支団第2分団1部	貝渚 799	木造	57.6	昭和60年度	39
4	第1支団第2分団2部	貝渚 3115	木造	73.3	昭和61年度	38
5	第1支団第2分団3部	貝渚 2835-3	木造2階	68.4	昭和58年度	41
6	第1支団第3分団	太尾 173-2	木造	58.0	昭和62年度	37
7	第1支団第4分団	京田 290-1	木造	58.0	昭和62年度	37
8	第1支団第5分団1部	打墨 1341-2	木造2階	82.0	平成12年度	24
9	第1支団第5分団2部	花房 439-2	木造	58.0	不明	—
10	第1支団第6分団	和泉 638-1	木造2階	72.9	平成元年度	35
11	第1支団第7分団1部	広場 1099-2	鉄骨2階	79.5	昭和57年度	42
12	第1支団第7分団2部	東町 1415-2	鉄骨2階	84.5	昭和63年度	36
13	第2支団第1分団1部	西江見 37-1	木造	59.6	昭和61年度	38
14	第2支団第1分団2部	江見西真門 82-7	木造	58.4	昭和59年度	40
15	第2支団第2分団	天面 546	木造2階	72.9	平成2年度	34
16	第2支団第3分団	太海 2016-3	木造	66.2	昭和56年度	43
17	第2支団第4分団	宮 122	木造2階	72.9	平成3年度	33
18	第2支団第5分団1部	仲町 600-7	木造2階	91.1	平成5年度	31
19	第2支団第5分団2部	畑 1189-3	木造	37.7	昭和58年度	41
20	第2支団第6分団	西 741-1	木造	70.4	平成7年度	29
21	第3支団第1分団	北小町 45-3	鉄骨2階	114.3	昭和46年度 (平成8年度改修)	53
22	第3支団第2分団	南小町 776-2	木造2階	72.9	平成元年度	35
23	第3支団第3分団	松尾寺 507-2	木造2階	72.9	昭和63年度	36
24	第3支団第4分団	寺門 120-1	木造2階	72.9	平成3年度	33
25	第3支団第5分団	金束 1-1	木造2階	72.9	平成4年度	32
26	第3支団第6分団	平塚 1886	木造	59.6	平成2年度	34
27	第4支団第1分団	小湊 58	木造2階	72.6	不明	—
28	第4支団第2分団	内浦 1923-5	木造	71.7	平成5年度	31
	第4支団第2分団(車庫)	内浦 1923-1	木造	28.2	平成10年度	26
29	第4支団第3分団	天津 1847-8	木造2階	86.1	平成3年度	33
30	第4支団第4分団	天津 1158-3	木造2階	83.8	平成5年度	31
31	第4支団第5分団	浜荻 1652	木造2階	85.3	平成8年度	28
32	第4支団第6分団1部	清澄 255	木造	43.1	平成11年度	25
33	第4支団第6分団2部	四方木 367-2	木造	—	平成19年度	17
	第4支団第6分団2部(車庫)	四方木 366-2	木造	27.0	平成9年度	27

【消防団詰所・車両格納庫】



木造2階建て



鉄骨2階建て



木造平屋建て（車両格納庫一体型）



木造平屋建て（車両格納庫別型）



車両格納庫

## (3) 消防自動車

【令和6年4月1日現在】

	名 称	本拠地	年 式	種 別	経過年
1	第1支団第1分団1部	前原	平成23年	積載車(水槽付)	13
2	第1支団第1分団2部	横渚	平成12年	ポンプ自動車	24
3	第1支団第2分団1部	貝渚	平成15年	ポンプ自動車	21
4	第1支団第2分団2部	貝渚(川口)	平成15年	ポンプ自動車(水槽付)	21
5	第1支団第2分団3部	貝渚(大浦)	平成16年	ポンプ自動車(水槽付)	20
6	第1支団第3分団	太尾	平成21年	ポンプ自動車	15
7	第1支団第4分団	京田	平成12年	ポンプ自動車	24
8	第1支団第5分団1部	打墨	平成16年	ポンプ自動車	20
9	第1支団第5分団2部	花房	平成24年	ポンプ自動車	12
10	第1支団第6分団	和泉	平成25年	ポンプ自動車(水槽付)	11
11	第1支団第7分団1部	広場	平成17年	ポンプ自動車(水槽付)	19
12	第1支団第7分団2部	東町	平成30年	ポンプ自動車(水槽付)	6
13	第2支団第1分団1部	西江見	平成30年	ポンプ自動車(水槽付)	6
14	第2支団第1分団2部	江見西真門	平成27年	ポンプ自動車	9
15	第2支団第2分団	天面	平成25年	ポンプ自動車	11
16	第2支団第3分団	太海	平成29年	ポンプ自動車	7
17	第2支団第4分団	宮	平成26年	ポンプ自動車(水槽付)	10
18	第2支団第5分団1部	仲町	平成22年	ポンプ自動車	14
19	第2支団第5分団2部	畑	平成28年	軽積載車	8
20	第2支団第6分団	西	平成22年	積載車	14
21	第3支団第1分団	北小町	平成19年	ポンプ自動車	17
22	第3支団第2分団	南小町	平成22年	ポンプ自動車	14
23	第3支団第3分団	松尾寺	平成21年	ポンプ自動車	15
24	第3支団第4分団	寺門	平成18年	ポンプ自動車	18
25	第3支団第5分団	金束	平成30年	ポンプ自動車(水槽付)	6
26	第3支団第6分団	平塚	平成24年	ポンプ自動車	12
27	第4支団第1分団	小湊	平成18年	ポンプ自動車	18
28	第4支団第2分団	内浦	平成29年	ポンプ自動車	7
29	第4支団第3分団	天津(谷)	平成30年	ポンプ自動車	6
30	第4支団第4分団	天津(芝)	平成26年	ポンプ自動車	10
31	第4支団第5分団	浜荻	平成23年	ポンプ自動車	13
32	第4支団第6分団1部	清澄	平成18年	積載車	18
33	第4支団第6分団2部	四方木	平成18年	積載車	18

【消防自動車】



水槽付き消防ポンプ自動車



消防ポンプ自動車



積載車



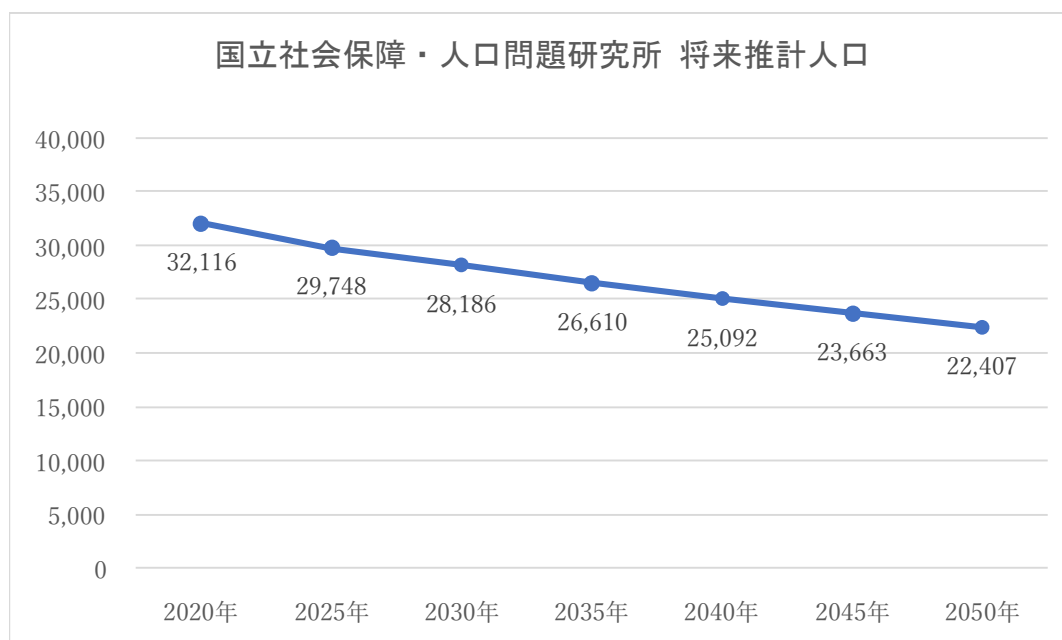
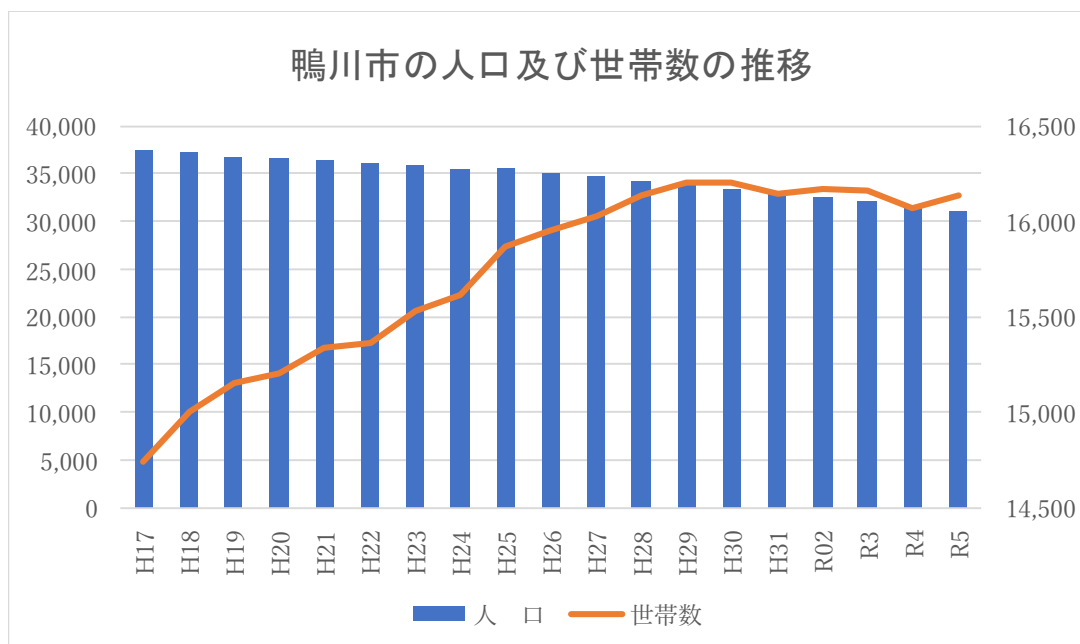
積載車（軽自動車）



#### 4 鴨川市の人口及び世帯数の推移

本市の人口は、一貫して減少しており、令和5年3月31日現在の住基人口は、31,064人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本市の人口は2025（令和7）年には29,748人と3万人を割り込み、2045（令和27）年には23,663人になるとされています。



※2020年は国勢調査実績値

※2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所における人口推計値

## 5 消防団の課題等の把握を目的とした各分団及び女性消防隊へのヒアリング調査結果

### (1) ヒアリング調査の目的

消防団を取り巻く環境を把握し、その対応策を検討することを目的として、各分団及び女性消防隊とのヒアリング調査を令和4年度に行いました。

### (2) 実施方法

ヒアリング調査は、分団長、副分団長、部長、班長、若手団員の中から3名以内で参加者を選出し、消防団事務局（企画総務部危機管理課職員）と対面により、ヒアリング調査を行いました。

### (3) ヒアリング調査時の意見概要

#### 【ヒアリング項目1：消防団の現状と課題】

主に消防団員としてのやりがい、活動の現状、消防団の現在の課題等についてヒアリングを行いました。

- 地域に貢献できることが消防団員としてのやりがいである。
- 消防団活動を通じ、地域との繋がりを持つことが、プラスになっている。
- 「やりがいではなく、やらなくてはいけない」という状況であることから、活動している。
- 消防団活動の現状として、団員数の減少、消防団活動に参加する団員に偏りが生じている。
- 若手団員との距離感を感じる。
- 消防団の課題として、消防団に対するイメージが悪い。
- 一部の住民は、消防団活動に対する理解がない。

#### 【ヒアリング項目2：組織体制の現状と課題】

主に現状の体制において、消防団業務の対応が可能であるか否か、被雇用者増加に伴う日中の消防団活動の現状や消防団組織の枠組みの見直しの必要性について、ヒアリングを行いました。

- 日中の火災出動が厳しい。
- 日中に火災が発生した時に消防団詰所に1人しか来なかったという事案があった。
- サラリーマンが多くなっており、自営業の団員や市役所職員の団員が頼りである。
- 組織の現状として、団員の高齢化と長期化が問題となっている。
- 免許制度の改正により消防団車両を運転できない団員がいる。
- 消防団組織の枠組みの見直しについては、現状の組織において、消防団業務に支障をきたしており、早期に統合を望む。**
- 統合については、いずれは必要と考えている。

**【ヒアリング項目3：行事等について】**

消防団行事について、ヒアリングを行いました。

**【出初式について】**

○出初式については、参加者を各分団3人とし、表彰のみとした形（令和4年に実施した方式）を望む。

○1月6日は仕事始めであり、参加が厳しく、日程について検討してほしい。

**【操法訓練について】**

○操法訓練については、勤務の調整が難しく負担を強いられること、団員の年齢が高齢化し、要員の選出が難しくなっている。

○操法訓練を見直し、中継訓練等の実践的な訓練を行ってほしい。

⇒これまで、火災現場での的確な命令や伝達、正確なポンプ車の操作、消火までのスピードなど消防活動の基本的な技術の向上を目的とし、市消防団により消防操法大会を実施していましたが、団員の負担軽減のため、令和6年度から市消防操法大会は廃止としました。

**【夜警について】**

・夜警については、巡回のみとし、詰所待機を行わない形が良い。

・夜警期間の短縮を望む。

**【ヒアリング項目4：消防団員の確保、勧誘方法】**

今後の新入団員の確保等について、ヒアリングを行いました。

○本人や親に断られる。

○消防団に在籍していたOBから断られるケースがある。

○断られる要因として、在籍年数の長期化や消防団の負のイメージ（操法訓練等）があるので20代が入団してくれるような、活動しやすい環境づくりなどの根底が大切である。

○現在の若い世代は、自分のスケジュールを優先し、消防団活動に時間を奪われることを懸念し、入団してもらえない。

**【ヒアリング項目5：機能別消防団員制度の必要性】**

現状の消防団活動における機能別消防団員制度の必要性について、ヒアリングを行いました。

○機能別消防団員制度を必要とする。

○火災現場で現役団員と機能別消防団員との指示系統が懸念される。

○20歳代～30歳の現役団員は名前や顔を知らず、負担になってしまうのではないかと懸念される。



**【ヒアリング項目6：その他】**

団員が勤務する会社、家族の理解、団員報酬等について、ヒアリングを行いました。

**【職場や家族の理解について】**

○消防団活動について、職場や家族の理解は得られている。

○会社の理解が得られず、会社の上司から「消防団をやっている場合ではない」と言われた。

**【団員報酬について】**

○出勤手当の金額が近隣と比較すると低額であり、手当金額の引き上げを望む。

○報酬より使命感が強く、報酬目当てで活動しているものではない。

**【その他について】**

○資格取得に対する助成、装備品、消防施設整備等

**7 今後の検討課題について**

全国的に消防団員数は減少傾向にありますが、退団者数に比べ入団者数が減少していることが大きな理由となっています。

本市消防団においても消防団員数は減少し、団員の年齢が高齢化するとともに、在籍期間が長期化しています。

各分団とのヒアリングの中で、現状の組織体制の課題として、日中の火災時に出動できる団員の人数は2人～3人という分団がありました。

今後、地域の実情を踏まえた消防団組織の見直しが必要となります。